



島根県報

平成29年3月24日（金）

号外第23号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 3 |

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第11号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第11号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該教育職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第15条の 8 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める期間は、基準日以前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日以前 6 箇月以内の期間又は基準日以前 6 箇月以内の期間とする。

附則に次の 1 項を加える。

（平成29年 6 月に支給する勤勉手当に関する特例）

3 平成29年 6 月に支給する勤勉手当については、第17条第 2 項中「基準日以前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日以前 6 箇月以内の期間又は基準日以前 6 箇月以内の期間」とあるのは、「基準日以前 6 箇月以内で任命権者が定める期間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第27条中「期間は、」の次に「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前 1 年間又は」を加える。

第29条第 1 項中「判断は、」の次に「人事評価の結果によるほか、」を加え、同条第 2 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」を「第27条の人事委員会規則で定める期間（以下「勤務成績判定期間」という。）」に、「昇給日の前日」を「勤務成績判定期間の末日」に改め、同条第 6 項中「相当する数」の次に「（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）」を加える。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（平成30年 1 月 1 日に行われる昇給に関する特例）

9 平成30年 1 月 1 日に行われる条例第 4 条第 5 項の規定による昇給については、第27条中「昇給日前 1 年間」とあるのは、「昇給日前 1 年以内で任命権者が定める期間」とする。

10 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年島根県人事委員会規則第 9 号）による改正前のこの規則（以下「改正前の規則」という。）の規定の例による。この場合において、改正前の規則第29条第 2 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは「昇給日前 1 年以内で任命権者が定める期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「昇給日前 1 年以内で任命権者が定める期間の末日」とする。

11 前項前段の規定により改正前の規則の規定の例によることとされた勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数のうち、勤務日数の算定を行う場合の勤務を要する期間については、同項後段の規定にかかわらず、改正前の規則第29条第 2 項第 1 号中「昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった

日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）」とあり、及び同項第2号中「基準期間」とあるのは、「平成29年1月1日（昇給日前1年以内で任命権者が定める期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）から平成29年12月31日までの期間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。